

○水戸市優良観光土産品推奨規則

昭和 62 年 3 月 30 日

水戸市規則第 8 号

注 平成 7 年 3 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 [この規則](#)は、観光土産品(以下「土産品」という。)の品質向上及び普及を図り、もって商工業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的とする。

(登録)

第 2 条 市長は、土産品として優良であると認めるものを水戸市優良観光土産品(以下「優良土産品」という。)として登録し、推奨するものとする。

(推奨条件)

第 3 条 優良土産品は、[次の各号](#)に掲げる条件を備えていなければならない。

- (1) 本市において生産され、又は販売されていること。
- (2) 市場での販売後 6 カ月以上を経過しているものであること。
- (3) 品質が優良であり、かつ、土産品として推奨する価値のあること。
- (4) 名称、図案、意匠及び材料が本市にちなんだ要素を有していること。
- (5) 土産品として適当な価格であること。
- (6) [食品衛生法\(昭和 22 年法律第 233 号\)](#)、[不当景品類及び不当表示防止法\(昭和 37 年法律第 134 号\)](#)、観光土産品の表示に関する公正競争規約(昭和 41 年公正取引委員会告示第 6 号)その他関係法令に定める基準に適合していること。

(登録申請)

第 4 条 優良土産品の登録を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、水戸市優良観光土産品登録申請書([様式第 1 号](#))に見本を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、食品等の土産品にあっては、当該土産品製造所の所管保健所の発行する食品衛生監視票を添付しなければならない。

(推奨品の決定)

第 5 条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、[水戸市優良観光土産品審査会条例\(昭和 62 年水戸市条例第 29 号\)](#)に規定する水戸市優良観光土産品審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、登録の可否を決定するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定により登録することを決定したときは、水戸市優良観光土産品登録決定通知書([様式第 2 号](#))により申請者に通知するとともに、水戸市優良観光土産品登録証([様式第 3 号](#))を交付する。

(登録変更)

第 6 条 優良土産品の登録を受けたもの(以下「登録業者」という。)は、優良土産品の名称、意匠、個数、重量、内容の一部、小売価格等を変更しようとするときは、水戸市優良観光土産品登録変更申請書([様式第 4 号](#))に見本を添えて提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、審査会の意見を聴いて登録の変更の可否を決定し、水戸市優良観光土産品登録変更決定通知書([様式第5号](#))により登録業者に通知するものとする。

(有効期間)

第7条 優良土産品の登録の有効期間は、当該登録の日から翌々年の2月末日までとする。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、これを短縮し、又は延長することができる。

(平18規則57・全改)

(推奨マークの使用)

第8条 登録業者は、優良土産品に推奨マーク([様式第6号](#))を張り付け、又は表示して販売しなければならない。

2 推奨マークは、原則として本市で作成した証紙を使用するものとする。

3 証紙以外の推奨マークを包装紙、容器、宣伝物又はこれらに類するものに使用しようとするときは、推奨マーク使用申請書([様式第7号](#))に見本を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、[前項](#)の規定による申請があったときは、推奨マーク使用承認書([様式第8号](#))により登録業者に通知するものとする。

(登録手数料)

第9条 市長は、[水戸市手数料条例\(平成4年水戸市条例第36号\)](#)の定めるところにより、優良土産品の登録又は登録の変更を行う登録業者から手数料を徴収するものとする。

2 [前項](#)に規定する手数料の納入は、[水戸市財務規則\(平成7年水戸市規則第16号\)](#)に定める納入通知書により行うものとする。

(平7規則16・平12規則16・一部改正)

(苦情の処理)

第10条 登録業者は、優良土産品について苦情があったときは、誠意をもって、その処理に当たり、必要に応じて弁済等の措置を講ずるものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、登録業者又は優良土産品が[第3条](#)、[第6条](#)、[第8条](#)又は[次条](#)の規定に適合せず、又は違反したと認めるときは、審査会の意見を聴いて登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された業者は、推奨登録証及び推奨マークを使用できないものとする。

(届出)

第12条 登録業者は、[次の各号](#)の一に該当するときは、30日以内に市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは氏名(法人その他の団体にあつては所在地若しくは名称)又は商号若しくは屋号に変更があったとき。

(2) 優良土産品の製造を中止し、又は停止したとき。

(平12規則16・一部改正)

(報告)

第 13 条 市長は、登録業者に対し、必要に応じて優良土産品についての報告を求めることができる。

(事後検査)

第 14 条 市長は、優良土産品が登録又は登録変更時の条件を保持しているかどうか随時検査することができる。

(台帳の備付け)

第 15 条 市長は、水戸市優良観光土産品登録台帳([様式第 9 号](#))を備え付けるものとする。

(補則)

第 16 条 [この規則](#)に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 [この規則](#)施行前において、改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則(昭和 50 年水戸市規則第 7 号)の規定により行われた手続その他の行為は、[この規則](#)の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

付 則(平成 4 年 10 月 1 日規則第 105 号)

この規則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 7 年 3 月 30 日規則第 16 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 29 日規則第 16 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則(平成 18 年 5 月 30 日規則第 57 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の水戸市優良観光土産品推奨規則第 5 条の規定により水戸市優良観光土産品の登録を受けている観光土産品の登録の有効期間は、この規則による改正後の水戸市優良観光土産品推奨規則第 7 条の規定にかかわらず、平成 16 年 8 月中及び平成 17 年 3 月中に登録を受けたものにあつては平成 19 年 2 月 28 日まで、平成 17 年 8 月中及び

平成 18 年 3 月中に登録を受けたものについては平成 20 年 2 月 29 日までとする。

[様式第 1 号\(第 4 条関係\)](#)

(平 12 規則 16・一部改正)